

平成28年 第2回定例会 意見案一覧

整理 番号	意 見 案	発 議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の制定に向けた早期検討を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	遠洋航海中の実習生の投票機会の確保を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	地方財政の充実・強化を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
4	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○
5	米軍人・軍属等による事件・事故に対する綱紀粛正と再発防止等に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○
6	後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
7	保育士の処遇改善、保育所整備等の促進を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
8	東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○
9	給付型奨学金制度の早期創設を求める意見書		○	○	○	○	○
10	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	水産林務	○	○	○	○	○
11	道路の整備に関する意見書	建 設	○	○	○	○	×
12	義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書	文 教	○	○	○	○	○
13	私学助成制度の係る財源措置の充実強化に関する意見書	文 教	○	○	○	○	○

平成28年 第2回定例会 決議案一覧

整理 番号	決 議 案	発 議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	2026年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の北海道招致に関する決議	政 審(共産除く)	○	○	○	○	×
2	2026年冬季オリンピック・パラリンピックの過大な財政負担によらない北海道招致に関する決議	共 産	×	×	×	×	○
3	バングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件等に関する決議	政 審	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の制定に向けた  
早期検討を求める意見書

アイヌの人たちは、特に明治期以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の制定に向けて早期に検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

遠洋航海中の実習生の投票機会の確保を求める意見書

我が国最大の水産食料供給基地である北海道においては、本道の漁業・水産業を担う後継者を育成するため、水産学科を有する高等学校を道内に複数設置し、年間計画に基づいて、漁業や海洋、船舶の運航などに関する教育活動を展開している。とりわけ、遠洋航海実習については、船長や航海士らの船員とともに実習船に乗船し1カ月以上の期間に及ぶ航海等を通じて、経営者または技術者としての必要な知識と技術を習得する機会になり、さらに、将来の資格取得の際の基礎要件を満たすことにもなるなど、極めて重要な教育活動に位置づけられている。

そうした中で、先に改正された公職選挙法は、選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げることにより、少子高齢化、人口減少社会を迎えている日本において、未来の日本のあり方を決める政治に関与すべき若者の範囲を拡大し、より早く選挙権を持つことで社会の担い手であるという意識を向上させるため、平成28年6月19日に施行されたものの、この7月10日に執行される参議院議員通常選挙においては、遠洋航海で実習中の生徒について、選挙人名簿に登録されながらも公職選挙法第49条第7項に定める不在者投票を行使できないことが明らかとなった。

このため、こうした実習生についても、船員と同様に投票の機会が保障され、より多くの若者が政治に参加することができるよう、速やかに必要な制度改正を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、地域交通の維持など、その果たす役割が拡大していることに加え、人口減少問題への対応など、新たな政策課題に直面しており、こうした課題に適切に対応していくためには、地域の財政需要を的確に見積もり、これらに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保することが極めて重要である。

こうした状況の中、本年6月2日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2016」においては、平成32年度の財政健全化目標の達成に向け、経済・財政一体改革が推進されている。

地方自治体が、今後も質の高い公共サービスを維持するためには、実態に見合った歳入・歳入を的確に見積もり、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方を決定する必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行財政運営を実現するため、平成29年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。
  - 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び所要の地方財政措置を講ずること。
  - 3 地方交付税における「トップランナー方式」による算定により地方自治体の行財政運営に支障が生じないように、地方交付税の財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安全・安心を確保することを前提にするとともに、人口規模の違いなど地域の実情を踏まえたものとする。
  - 4 地域間の財源偏在性の是正のため、引き続き税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むとともに、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。
  - 5 地方交付税の財政調整機能の強化を図るため、留保財源率を見直すこと。また、人口減少が地域間のさらなる財政力格差の拡大を招かないよう、地方交付税の算定方法について、面積的要素の拡充や、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
地方創生担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めている。また、総務省の「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者数は約96万人であり、雇用労働者の約43%と全国で2番目に高い。

こうした中、平成22年、政府、労働界、経済界の代表者等で作る「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1000円を目指す」との合意がなされ、こうした背景を踏まえ、北海道地方最低賃金審議会においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意に配慮している旨を2年連続で答申している。

このことから、地域の経済・企業・雇用動向等の影響を勘案しつつも、最低賃金制度が道内労働者の有効なセーフティーネットとして十分に機能するよう、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行の確保は極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、平成28年度北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき、早期に引き上げ、景気状況に配慮しつつ北海道地方最低賃金審議会の審議を尽くすとともに、デフレ脱却と経済の好循環の実現を図るため、本来あるべき水準への最低賃金の引き上げについて、政労使一体となった取り組みを進めること。
- 2 道内事業所に対する指導監督を強化するなどし、最低賃金制度の確実な履行を図ること。
- 3 最低賃金引き上げに際し、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
北海道労働局長 } 各通

北海道議会議長 遠藤 連

意見案第 号

米軍人・軍属等による事件・事故に対する綱紀肅正と再発防止等に関する意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、全国30都道府県に128施設の米軍基地があり、本道にも米軍専用施設である千歳の通信施設のほかに17施設が所在している。また、本道の矢白別演習場においても沖縄の米海兵隊による実弾射撃訓練の本土移転に伴い、平成9年からその実施を受け入れている。

本道に所在するほとんどの米軍施設は、日米地位協定第2条第4項(b)に位置づけられているものであり、米軍人・軍属は駐留していないが、沖縄を初め、米軍人が駐留をしている基地所在地において、米軍人・軍属による犯罪が多発していることに強い憤りを禁じ得ない。本年5月には、沖縄県うるま市において元米海兵隊の軍属による20歳の女性に対する殺人・強姦致死事件が発生したが、卑劣極まりなく断じて許すことはできない。

よって、本件に対し強く抗議し、日米両政府は、このような事件が発生したことに対し直ちに米軍人・軍属の綱紀肅正を徹底させ、実効性のある教育・規制のあり方を協議した上で、このような事件が二度と起こることのない再発防止の取り組みを構築するとともに、抜本の見直しを含めた日米地位協定のあるべき姿の検討を早期に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }  
参議院議長 } 各通  
内閣総理大臣 }  
外務大臣 }  
防衛大臣 }

北海道議会議長 遠藤 連

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書

後期高齢者医療制度については、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者でともに支え合うものとして、従前の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で、平成20年度に創設された。

制度施行に当たっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきたところである。

そのような中、昨年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」においては、軽減特例措置の実施から7年が経過し、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は、所得水準にかかわらず、軽減特例措置の対象となるほか、国民健康保険における軽減割合は最大7割となっていることなどの均衡を勘案し、後期高齢者医療制度の軽減特例措置については、段階的に縮小することとしたところである。

しかし、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとしているが、このたびの消費税率再引き上げの先送りに伴って、年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念がある。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においては、昨年11月12日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置について」、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること。」を求めている。

よって、国においては、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
社会保障・税一体改革担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

保育士の処遇改善、保育所整備等の促進を求める意見書

国では、待機児童の解消を目指した「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとしており、この保育の受け皿の確保には、保育を支える保育士の確保や保育施設への支援が不可欠であるとしている。

さらに、本年3月には、追加の緊急的な取り組みとして、児童の受け入れ強化や施設整備費支援の拡充など、待機児童を解消するための受け皿拡大に向けて積極的に取り組んでいる地方自治体に対しての支援を講ずることにより、受け皿を約50万人分まで上積みした。

このような状況の中、本道における合計特殊出生率は平成27年の人口動態統計月報年計（概数）において1.29と全国平均1.46を大きく下回るなど、全国を上回る速さで少子化が進行しており、出生率改善に向け、どこにいても安心して子どもを産み育てることができるよう、これまで以上に子育て支援施策を推進していく必要がある。

本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、国は、保育士の処遇改善を含めた保育人材確保のための総合的な対策を講じながら、就労環境の改善などに取り組むこととしている。

よって、国においては、待機児童解消の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 待機児童解消に向けた必要な予算を確保し、保育士等の処遇改善や配置基準の見直しを含む総合的な対策を早急に進めること。
- 2 受け皿整備に当たっては、国有地等も活用した保育所整備等、地域の実情に応じて早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
一億総活躍担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連



東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書

東北地方を初めとする各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から5年が経過した。今もなお、全国で15万5000人の方々が自主避難も含めた避難生活を余儀なくされている。道内には、市町村営住宅、道営住宅、雇用促進住宅などに、今年6月10日時点で約2000人もの方々が避難しており、特に子どもの健康を考慮し、母子避難家族が多いことから、二重生活が長期化することで、子どもの教育や経済的負担が大きくなっている。

さらに、昨年6月、国の原子力災害対策本部による「原子力災害からの福島復興の加速に向けて 改訂」では、「事故発災から4年以上の長期にわたり避難状態が継続していることに伴う課題も顕在化してきている」と報告されている。

よって、国においては、こうした状況に鑑み、東日本大震災の被災者への住宅支援について弾力的運用を行うとともに、避難者の受け入れ自治体が円滑に支援できる方策を講ずるよう、次の事項について強く求める。

記

- 1 被災者に対する公営住宅等の無償入居期間延長に対して、必要な措置をとること。
- 2 公営住宅等の供与期間については、被災者の置かれた環境に配慮し、複数年にわたる供与期間も可能とするなど、可能な限り早期に経済的負担や精神的苦痛の軽減に努めること。
- 3 健康上の理由や子どもの教育等の理由により応急仮設住宅の住みかえを希望する被災者の要望に弾力的に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
復興大臣 } 各通

北海道議会議長 遠藤 連

給付型奨学金制度の早期創設を求める意見書

北海道の将来を担う子どもたちが、本道の広い大地と豊かな自然の中で、伸び伸びと心豊かに成長することは、我々道民全ての願いである。

そのため、世代を超えて、全ての人たちで若者を支え、家庭の経済状況などにかかわらず、意欲と能力のある全ての若者が質の高い教育を受ける必要があり、我が国の成長・発展と個々人の豊かな人生の二つの価値を実現するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要である。

国においては、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう奨学金制度の拡充を図り、そのうち給付型奨学金については、世代内の公平性などを踏まえながら創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子どもたちへの給付型支援の拡充を図ることとしている。

一方、本道における高校卒業生全体の大学等進学率は70.2%で、全国平均76.8%と比べ6.6ポイント下回る状況にあるほか、現行の貸与型奨学金は、在学中の経済的負担は一時的に軽減されるものの、将来における奨学金返還の負担状況によっては、その後の結婚や出産、住宅購入といった生活設計と資産形成に影響を及ぼしかねず、さらには、出生率の低下までも招きかねないという課題がある。

こうした課題に対応し、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、夢と希望を持って成長していける社会を実現するためには、給付型奨学金の創設を初めとする大学・専門学校等高等教育に関する教育費負担軽減施策の充実・強化が重要である。

よって、国においては、できるだけ多くの若者が給付型奨学金を利用できるよう必要な財源を確保した上で、給付型奨学金制度を早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 }  
参議院議長 } 各通  
内閣総理大臣 }  
財務大臣 }  
総務大臣 }  
文部科学大臣 }

北海道議会議長 遠藤 連

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
復興大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

道路の整備に関する意見書

北海道は、四季を彩る雄大な自然や豊富な食などの高い優位性から、国内外より多くの観光客が訪れている。特にインバウンド観光については近年急激に増加しており、外国人観光客の受け入れ環境の整備や広域観光周遊ルートの認定など、世界が憧れる観光立国北海道の実現に向けた取り組みを推進している。

また、本道は我が国最大の食料供給地域であり、良質な農水産品の国内安定供給に貢献しているほか、道産食品の海外への輸出拡大を推進している。

これら「観光」や「食」の目標達成に欠かすことのできない高規格幹線道路については、着手区間の相次ぐ開通に加え、未着手区間においても着手に向けた調査の推進や新規事業化が決定するなど、着実に進捗が図られているものの、ネットワークとしてはいまだ脆弱である。さらに、本道は豪雪や暴風雪など冬期間における厳しい気象条件、大雨、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など解決すべき課題が山積している。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況が続いており、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度であることが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性を踏まえ、道路整備の充実・強化を図るよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
  - 2 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、着手している区間の早期開通を図るとともに、未着手区間について早期の着手を図ること。
  - 3 高度経済成長期に整備された道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などメンテナンスサイクルを確立し、戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援や財政的支援などの充実を図ること。
  - 4 自然災害時等における交通機能の確保を確実なものとするため、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、広域交通の寸断や交通障害による孤立集落の発生を防ぐ代替路の整備など、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。
  - 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策を初め、魅力あふれる北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備及び維持の充実を図ること。
  - 6 事業評価に当たっては、従来の費用便益分析による効率性の面だけではなく、救急医療や観光への貢献など、地域にもたらされる多様な効果を考慮した評価手法となるよう検討すること。
  - 7 泊発電所周辺において、避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担割合を引き上げるほか別枠での予算を確保した上で、早急な整備と適切な維持を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
国土交通大臣	

北海道議会議長 遠藤 連

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し、義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹をなすものである。

このため、義務教育費国庫負担制度の堅持は、全ての子どもたちに対して無償でひとしく一定水準の教育機会を保障し、次代を担う人材育成という社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことに伴い、地方交付税等への地方の依存度が高まり、地方教育財政への圧迫が懸念される状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く点在し、また、離島など多くの僻地を有する本道においては、教育財政の逼迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での格差を生じさせるなど、本道の教育水準のさらなる低下が憂慮される状況にある。

また、学力・体力の向上や、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への的確な対応、教育上、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、個に応じたきめ細やかな指導の充実が求められている。

これに加え、今後の学校教育には、子どもたちがみずから課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探求し、学びの成果等を表現できる力を育むことが求められていることや、特に広域な本道では、多くの市町村において複式学級を設置しているなど、特有の地域事情があることから、こうした教育課題への対応はもとより、教育の機会均等を保障するためにも教職員定数を初めとする教育予算の一層の充実が求められている。

さらに、先の熊本地震発生時のように、学校施設は災害時に地域住民の緊急避難場所として極めて重要な役割を果たすことから、その耐震性の確保に万全を期す必要があることや、低所得者層の増大を要因とした、準要保護などの就学援助受給家庭の増加に対応する、就学援助制度や奨学金制度の充実なども喫緊の課題となっている。

よって、国においては、公教育に地域間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度の堅持、少人数学級の実現、地域の教育課題やこれからの社会を見据えた教育に対応するための教職員定数の改善、教科書の無償給与の堅持並びに学校施設費、就学援助費及び教材費等の充実など、地方交付税等を含む義務教育予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

私学は、建学の精神と独自の教育理念のもと、特色ある教育を実践し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、今日の我が国は、「少子高齢化社会」や「人口減少社会」の到来という激動の時代を迎えており、私学においても、児童生徒の急激な減少による影響ははかり知れないものがある。

こうした中、国においては、「地方創生」政策によって、地域の人々の生活をしっかりと守り、子どもたちが元気に育つ地域づくりを目指しており、この担い手となる個性豊かで多様な人材の育成はますます重要になっている。

一方、世界は、目覚ましい勢いでグローバル化が進展しており、我が国が、国際社会で持続的に成長・発展を遂げていくためには、新しい時代が求める能力や知力を有する人材の育成が急務である。

また、我が国の社会構造に大きな影響を及ぼす変化が同時に進行している今日、私学は、これまで以上に自主性や多様性を発揮し、公教育における社会的役割を果たしていくことが重要である。そのためには、私学経営の安定が何よりも大切であり、私立学校振興助成法に基づく国の助成措置の拡充が必要である。

また、子どもたちが、希望する私学で、伸び伸びと勉学等に励むことのできる環境づくりも重要であり、「高等学校等就学支援金」制度や「高校生等奨学給付金」制度は改善されてはいるが、依然として公私間格差は大きく、引き続き、公私間の納付金負担格差の縮小是正と保護者の負担軽減施策の拡充が必要である。

加えて、東日本大震災や熊本地震の教訓から、子どもたちの生命を守り安全を確保するには学校施設の耐震化が急務であるが、巨額の資金を必要とする当該工事は、厳しい経営を余儀なくされている私学にとって、極めて大きな負担となっており、国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の趣旨にのっとり、設置者、学校種、工法等を問わず、国公立学校と同水準の助成措置を講ずる必要がある。

よって、国においては、我が国が21世紀においても、確かな展望を持ち着実に発展していくため、私学が置かれている厳しい経営環境と公教育における社会的役割にしっかりと目を向け、助成制度の拡充や、耐震化促進の一層の支援・充実、都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

## 決議案第 号

### 2026年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の北海道招致に関する決議

オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた人間育成と世界平和を究極の目的とした、世界の国と地域が参加するスポーツの祭典であるとともに、オリンピック憲章に基づき、スポーツを通じて日本と世界の人々が友情と相互理解を深めながら、スポーツを文化や教育、さらには環境と融合させる総合的なプロジェクトである。

本道にとっても、1972年の札幌冬季オリンピックから約半世紀を経た現在、2度目のオリンピック、そして本道初となるパラリンピックを開催することは、再び北海道民に夢と希望を与え、スポーツ振興や国際交流の促進はもとより、次世代を担う子どもたちの未来と障がい者が暮らしやすい社会の実現、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け大きく寄与するものである。

また、環境に優しい自然豊かな北海道の魅力を世界の人々にアピールする絶好の機会でもあり、世界各国から訪れる観光客の誘客や道産食材等のPR、スポーツ合宿の誘致など北海道全体の地域経済の活性化にとって極めて意義深いものである。

よって、北海道議会は、広く道民の皆様方の理解と協力のもと、2026年に開催される冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の北海道招致を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会

決議案第 号

2026年冬季オリンピック・パラリンピックの過大な財政負担によらない北海道  
招致に関する決議

オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた人間育成と世界平和を究極の目的とした、世界の国と地域が参加するスポーツの祭典であるとともに、オリンピック憲章に基づき、スポーツを通じて日本と世界の人々が友情と相互理解を深めながら、スポーツを文化や教育、さらには環境と融合させる総合的なプロジェクトである。

本道にとっても、1972年の札幌冬季オリンピックから約半世紀を経た現在、2度目のオリンピック、そして本道初となるパラリンピックを開催することは、再び北海道民に夢と希望を与え、スポーツ振興や国際交流の促進はもとより、次世代を担う子どもたちの未来と障がい者が暮らしやすい社会の実現、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け大きく寄与するものである。

また、環境に優しい自然豊かな北海道の魅力を世界の人々にアピールする絶好の機会でもあり、世界各国から訪れる観光客の誘客や道産食材等のPR、スポーツ合宿の誘致など北海道全体の地域経済の活性化にとって極めて意義深いものである。

なお、開催に当たっては、徹底した情報公開のもと、過大な財政負担によって道民福祉の向上が損なわれることがないように道民合意を前提とする。「アスリート・ファースト」や「レガシー（遺産の有効活用）の尊重」など、オリンピック・アジェンダの遵守、国際的な環境基準を守って準備を進めることを重視し、スポーツの文化的な発展を目指すものである。

よって、北海道議会は、広く道民の皆様方の理解と協力のもと、2026年に開催される冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の北海道招致を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会



Bangladesh・ダッカにおける襲撃テロ事件等に関する決議

去る7月2日、Bangladesh・ダッカにおいて、現地武装グループの卑劣極まりのないテロ行為により、邦人7名を初めとする22名のとうとい命が奪われた。

平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降、各国がテロ対策を強化しているにもかかわらず、欧州や中東を初めとした世界各地において、テロ組織や武装勢力などの犯行による残虐非道なテロ事件が連続的かつ多発的に発生しており、その脅威は依然として高い状況にある。

このような非人道的な殺りくテロ行為は、いかなる理由や背景のもとに行われようとも正当化されないものであり、断じて許すことはできない。

御遺族の心痛を思えば言葉もなく、痛恨の極みであり、ここに犠牲者の方々と御遺族に対し深甚なる哀悼の意を表するものである。

北海道議会は、日本政府に対し、世界の国々と連携して、テロの根絶と真の世界平和の実現に向けた積極的な取り組みを進め、海外の在留邦人の安全確保を徹底するとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を初め、国内におけるテロ対策に万全を講ずるよう強く求める。

よって、本議会は、世界の平和と民主主義に対する重大な挑戦であるテロ行為を厳しく指弾し、二度とこのような凄惨な事件が起きないように、あらゆる努力を惜しまないことを誓うものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会